

## 占領期の民間情報教育活動 — 1947、8年の長崎県を中心として —

岩 本 聖 光

### はじめに

敗戦による連合国の占領下、日本では政治、経済、社会における多くの混乱や米国との軋轢に見舞われながらも、戦時中や明治憲法下の圧制的諸法令を改廃し、東京裁判、新憲法制定、公職追放など矢継ぎ早の民主化政策が進められていった。その間、民衆は戦争という著しい緊張状態から解放された喜びを分かち合うとともに、民主的な新制度を大いに歓迎した。しかしながら、青年団などの運動においても、占領初期の熱狂は1947、8年頃には沈静化とも停滞とも言える状況に至り、そうしたなかで政治は徐々に安定を取り戻し、戦後復興へと舵を切り始める<sup>1)</sup>。

そのような状況にあって、占領期、一般大衆に対する意識改革を推し進めたのが社会教育及び広報・宣伝である。そして、これを占領当初から連合国の立場で主導してきたGHQ/SCAPの組織こそ民間情報教育局（CIE）であり、彼らは日本側と協力し、日本人への民主主義普及にあたることとなる。

ただ連合国による日本占領は間接統治で行われたため、占領改革が進められていくなかで日米双方のどの部分が提携し、それはどの程度のレベルによる協同なのかという問題が自ずと生じてくる。例えば、戦後教育改革において、CIEと文部省という広義の枠組みの他にも少数の日本人学者や知識人がCIE担当官と接触し、参画しており、鈴木英一はこうした改革を、「アメリカを中心とする連合国の主導的側面と日本側の自主改革的側面の複合的産物であり、共同の歴史的事業」と評価している<sup>2)</sup>。また社会教育改革の分野においても、名

古屋大学の研究グループは日米協同を指摘し、特に成人教育担当ネルソン少佐と文部省社会教育局との結びつきを重視した<sup>3)</sup>。ただこうした民間情報教育活動に関する研究はGHQ/SCAP文書の公開に伴い中央で大幅に進展しているものの、地方についてはまだ僅かであり、また都道府県ごとで協同のレベルに違いが生じていた事実も指摘されている<sup>4)</sup>。

教育に関しては上記の通りだが、一方、民間情報活動(広報・宣伝)に関する研究は皆無に等しい<sup>5)</sup>。実は広報及び宣伝の実施が一般的な教育政策に劣らず教育的な効果を帯びており、占領軍も日米戦争開始直後からあらゆるメディアを通じた「日本人の再教育」を画していたのである。こうした事実を考慮に入れるならば、どのようなメディアを通じて日米が広報活動を展開していたのかについても検討されなければならないだろう。これに加えて、当然のことながら民間情報教育活動が実施されている状況のなかで、「戦後」という新たな環境に置かれた人々のなかに、どのような意識が芽生えだしていたのかについても検討する必要がある<sup>6)</sup>。ここに民衆意識における古さと新しさという、連続と断絶の側面を見出せることと思う<sup>7)</sup>。そして本稿では、長崎という地域の特徴を生かして、それが原爆に対する見方に与えた影響についても若干の考察を加えたい。こうした作業を進めていくなかで、実は占領軍の意識や政策と民衆とのあいだの微妙なズレが見えてくるのである。

以上のような問題意識を踏まえ、本稿では、中央で検討、立案された民間情報教育活動に関する政策が地方において実行される過程、及びそれに対する民衆の反応について明らかにする。特にここでは1947年から48年という時代状況下の長崎を例にとり、資料として主に『軍政活動月例報告書』(以下、『月報』)を用いながら、軍政部、地方当局、社会教育団体そして民衆それぞれのつながりを通して検討していきたい。

## 1、社会教育政策の展開

長崎県における社会教育改革の試みは、全国と軌を一にして1947年になりようやく本格化する。軍政部では1946年9月にニプロが教育官として赴任し、翌年1月にはCIEからネルソン少佐が来県、また2月には第八軍施行命令「民間教育計画」が出され、中央から軍政部指針が示された。そして、県の社会教育行政でも5月に第一回社会教育研究大会が開催されたことが嚆矢となり、翌年、長崎県内の各地方事務所・支庁に社会教育主事が配置され、社会教育課の規模も大幅に拡充された<sup>8)</sup>。

### (1) 占領軍教育担当者の教育理念

各都道府県軍政部内には民間教育課が置かれ、この時期にはニプロが教育官(課長)を勤め、48年11月にルーチと交代する<sup>9)</sup>。彼らの仕事は主に学校制度の再組織、非集中化への助言、奨励、指導を行うとともに、定期的に県内の学校視察を実施することであり、社会教育の分野においては県社会教育課と話し合いを持ちながら、社会教育団体への視察や協議会の開催及び講演会などを実施して新しい教育理念の普及に尽くすことであった<sup>10)</sup>。

教育官の性格については、阿部彰が日本側地方教育行政関係者から見た教育官像として、民主化政策の進め方から漸進型と急進型の2つに分けており、ここで、ニプロは前者に分類されている<sup>11)</sup>。地方軍政部には指導、助言の権限はあっても強制力は持たなかったが、直に接触を持つ地方当局や民衆は必ずしも助言程度にしか受け取らなかったわけではなく、軍政官の意思に関わらず、威圧的に感じることもあった<sup>12)</sup>。けれども、当時、軍政部教育顧問であった真崎克治の証言によると、ニプロは「大変な人格者で、だれからも慕われて」おり、その証言を裏付けるかのように、当時ニプロを取り上げ、称える新聞記事は多い。彼は日本人に対して決して強引に押し付けるようなことはせず、「大所高所にたつて、サゼッションを与えることにより、自分たちでよりよく解決して

いくよう」指導していたという<sup>13)</sup>。それは後任のルーチにしても同様であった<sup>14)</sup>。

このように、通常、占領軍の教育担当者たちは自主性を尊び、指針を示しては日本人自らに考え実行させようとする態度をとった。例えば、ネルソンは公民館の設置について、「新憲法の本質に則り自治的民主的精神で運営され勿論官庁の干渉などがあるてはならない」と述べて自治を強調し<sup>15)</sup>、またニプロも県PTA大会における講演のなかで、「親たちが教育に熱心な町は学校の成績もよく、熱心な保護者を持つ学校の先生もよくな」るのだと語って日本人のPTAへの積極的な参加を促し、かつ教師任せの教育を戒めた<sup>16)</sup>。このように「戦前の天下りの社会教育・官製社会教育から、住民自身による、住民のための社会教育へ移行させる」ことが、占領期社会教育改革の主眼となり、ニプロは飽くまで民主主義の理念から外れる強制的な態度を慎んだのである<sup>17)</sup>。

また更には、その自主性は民衆による社会への参画とつながって軍政官に意識され、彼らは国民に民主主義社会の構成員として民主主義の実践を求めた。例えば、公民館を例に挙げると、地域住民が公民館設置運動を興してお互いが代表委員を選んで運営するということであり<sup>18)</sup>、またPTAにおいては、学校教育に親が教師と一緒に取組むことにより、親も「立派な町村民として育てあげ」られる<sup>19)</sup>。ネルソンの言葉を借りるならば、「成人教育は例えば民主主義とは如何なるものかを知るだけでなく、民主主義が実際の慣習の中にとけ込んで常に行われるというような教育」なのであって、実践しながら身に付けるものなのである<sup>20)</sup>。

より一般化して言うならば、公民館、PTA、青年団、婦人会という社会教育団体などの組織及び団体は、地域住民の発意で自発的に結成され、更には構成員たる住民が民主的に代表を選出し、彼らを通して直接的間接的に団体を運営していくという、団体自治の考えを基礎に置いていた。

ただこうした教育担当者の考え方は飽く迄も理念的または理想的なものであって、特に自国の歴史に基づいたアメリカン・デモクラシーの思想と言える。

実際、民衆の自主性に任せると、残念ながらそれぞれの団体は戦前からの保守的性格を帯びざるを得ない状況にあった。そのため民衆を軍政官が思い描く自治に導くためには、どうしても指導的な側面を強めざるを得ないというジレンマを抱えることとなり、次で見るように、こうした民主化の試みは、日本という既存社会において非常に困難を極めることになる。

## (2) 社会教育団体の設立

戦後の社会教育団体の設立に関しては、早くも1945年9月に文部次官通牒「青少年団体の設置並に育成に関する件」が出された。これを機として、戦中から大日本青少年団傘下において占領軍の指示により解散させられていた青年団が急速に再編される<sup>21)</sup>。

そうしたなかで、戦争の終結という緊張状態の解消と急速な民主化の波に乗り、長崎においても演芸に熱狂する「お祭り青年団」と呼ばれる現象が起きていた<sup>22)</sup>。ただこうしてできた青年団は概して「封建的な雰囲気や名残を留めて」おり<sup>23)</sup>、1948年4月にCIE青少年教育主任タイパーが来県して青年団指導者講習会を開催した際も、「あまりにも地域青年団が主体となっている傾向が強すぎ、これでは民主的ならざる中央集権的な組織」になってしまうとして、半強制的な加入の問題点について指摘を受けていた<sup>24)</sup>。

また青年団にやや遅れて婦人会も結成されるが、諫早市では、初代会長に就任する池松が諫早市長である夫から設立を促され、各家庭から必ず一人は入会するように頼むことで、46年秋に発会する<sup>25)</sup>。また長崎市においては、「終戦後に一部の家庭に乱れが見え始め」たことへ対処すべきだという理由で旧婦人会の地区役員が集まったことが設立のきっかけとなった<sup>26)</sup>。そして、壱岐においても婦人会は早々に発足していたが、各婦人会と同様の網羅主義的な地域婦人会であり、「1948年頃までは、旧愛国婦人会、国防婦人会そのままの意識と組織が温存」された町村も見受けられたという<sup>27)</sup>。こうした婦人会に見られた特徴は、その後も教育官によって「会合への参加者数が大すぎる」と指摘さ

れ<sup>28)</sup>、投票も議事手続きもなく統制が取れていないという厳しい意見が持たれる状況にあった<sup>29)</sup>。

長崎県では、このように社会教育行政が本格化する以前に青年団、婦人会は設立されていたが、教育官が思い描いたような住民自身の自主的な設立意欲から生まれでたものというよりは行政もしくは旧幹部などの主導という傾向が強く、戦前から伴う旧弊を強く残存させていた。では、遅れて設立された公民館やPTAはどうであったのか。

公民館の設置は1946年7月の次官通牒「公民館の設置運営について」に端を發し、壱岐郡では「公民館の設置促進は功を急がず、各町村住民の自発性、自主性を尊重しその盛り上りを期待」するという方針を取った<sup>30)</sup>。しかし、公民館設置運営要綱ではそもそも「公民館の設置は各町村に於て其の町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを建前」とするとあり<sup>31)</sup>、県には公民館設置促進運動協議会が置かれ、実質上、設置に行政が深く関わる<sup>32)</sup>。加えて、当時の公民館はまだ財政状況が厳しく、多くが「青空公民館」の形態であった。またPTAに関して言えば、ニプロの講演が契機となって、戦前からの保護者会が急速に解体、再編を遂げてPTAとなる。しかし『月報』によると、「PTAの考えは長崎県に於いて関心を持たれて」はいたものの<sup>33)</sup>、学校への予算がなかなか捻出されないという状況のなかでPTAが資金を集めるという戦前からの名残を留めていた<sup>34)</sup>。やはり、中身は相変わらず古い体質から抜け出ていなかったのである。

このように直接的な設置指示はなかったものの、公民館やPTAにおいてさえ行政または軍政部の働きかけをうけて、促されるようにして設立されたと言っている状況であった。そもそも初めから占領軍の教育担当者が望むデモクラシーが実行されるのには無理があり、そのことを軍政部も自覚し出したからこそ長崎県内の少年団の設置に自ら乗り出したのである<sup>35)</sup>。ただ組織内の封建性など非民主的な旧来からの問題点は何としても解決しなければならず、軍政部及び行政は戦後の民主主義に即した新しい組織作りに取り組んでいく。

### (3) 社会教育団体の育成

青年団や婦人会は、戦前からの伝統を受け継ぎ、地域に根差して住民すべてを内包する網羅主義（地域青年団、地域婦人会）の形態をとっていたために、規模が大きく、年齢の幅も広いという問題を抱えていた。こうした状態にはそもそも自主的加入の前提がなく、「団員の目的意識が不十分となり、幹部と団員の意識の懸隔」を招くことになった<sup>36)</sup>。こうした批判はタイパーや『月報』で何度も指摘されているが、そこでこの是正策として、「年齢の3段階制」「グループ制」「小規模青年団」が提示され、また「レクリエーション」「奉仕活動」「自主財源」「公民館の利用」などの活動が勧められた<sup>37)</sup>。なかでも地域青年団に代わって、趣味や問題意識に基づく自主的なグループ青年団への移行に最も力点が置かれていた。

この他にも、組織を率いる指導者たちの問題点にリーダーシップの欠如が挙げられるとともに<sup>38)</sup>、「グループを組織したり管理したりする際の民主的手続きに関する知識の欠如」が指摘され、これに対処するために、少年団も含めて全国で教育官が出席した多くの指導者養成講座が開催される<sup>39)</sup>。こうした場において、リーダーシップやディスカッションの技術、レクリエーションに関する知識などが教授され、その実施を促された<sup>40)</sup>。このような指導は、特に活動のあり方や手続き論に重点が置かれていたと言えるだろう。

このような軍政部、県社会教育課による指導は一時的なものに限られたが、社会教育行政の拡充をうけて、県内それぞれの市町村で諸団体が社会教育主事と密接な連携をとり、育成に力が注がれていった。壱岐郡では、青年団に対して「運営の技術方法に関する指導助言」を開始し、「幹部講習会、レク講習会等を開催」していたし<sup>41)</sup>、婦人会に対しても「良き助言者」として協力に努め、「婦人会はこれを契機として、一層その活動が増加した」という<sup>42)</sup>。同様に、諫早市でも「社会教育は、民主的な婦人会青年団、他、民主団体の結成と育成、指導に努力」していたと評価されている<sup>43)</sup>。問題山積の設立当初には、このように多くの地域で、社会教育主事との二人三脚という光景が見られたと思われる

る。

こうして占領初期の1945年から46年にかけて軍政部や県当局によって積極的に奨励、啓蒙され設置された各種団体は、多くの問題を抱えるなか、この時期の社会教育行政の本格化と相俟って、日米担当者と密に連絡を取ってその克服に努めた。日米当局は飽くまで後援というかたちを取りながら密接な関係を保っていたのである。またこの時期には民主主義への理解促進のために民主主義講座が頻繁に開催され、多くの来場を博している。

このように軍政官が民主主義の普及に尽くしていたのは疑う余地がない。しかしながら、その改善法は形式に囚われた嫌いがあるのも事実であった。第3章で見ると、実際の民衆の問題はもっと別の部分にあり、こうした指導の有効性には疑問も残された。

## 2、広報・宣伝活動

先に続いて本章では、民衆に対して大きな教育的側面を持った民間情報活動において、日米の地方当局者がどのような政策を展開していたのか考察する。

米国による対日占領政策の立案は太平洋戦争開戦直後に始まり、その頃からすでにあらゆるメディアを利用した「日本人再教育」のための諸計画が検討されていた<sup>44)</sup>。これをうけ、占領期にCIEは一般命令第4号のなかで「すべての公共情報メディアを通じた民主主義の理念と原則の普及」が任務として与えられ、情報課が設置される<sup>45)</sup>。

軍政部への指針としては、1947年8月に第八軍施行命令の「民間情報活動」が具体的に提示され、翌年、民間情報担当官向けにCIVIL INFORMATION DIGESTが発刊された。ここでは民間情報課の活動における2つの柱に、①情報プログラム（広報活動）の実施、②メディア指導、が挙げられている。これについて具体的な活動を見ていきたい。

## (1) 情報プログラム

これまでCIEの情報プログラムとしては、War Guild Information Programが江藤淳の『閉ざされた言語空間』で米軍の検閲とともに批判的に取り上げられたために、良い印象を持たれているとは言えないが、基本的に軍政部民間情報課の活動は広報・宣伝もしくは当時の邦訳では「報道」であって、謀略といった類いのものではない<sup>46)</sup>。一言で言うならば、軍政部各課の軍政活動に対して広報分野で支援を行うというものであり、これが各都道府県のメディアを通して実施された。その主たる目的は、「日本人が市民の自由を守り市民としての責任を果たすための、決定や自発的な行動を取ることができるよう知識を付与する」というもので、日本人の民主的再教育や啓蒙に主眼が置かれていた<sup>47)</sup>。

プログラムの手順としては、各課から計画書が提出されるか、もしくは情報プログラムの必要が決定された後に、各課と民間情報課によって内容が審議される。この調整が最も重要な位置づけを与えられており、ここで広報の対象となる集団、その関心、規模、地域が検討の俎上にのぼり、更にどのメディアを利用するのが効果的か、またいつの時期までに完了するかが決定された。こうした内容が確定した時点で県庁や民間の関係者との会合を持ち、その後、軍政部司令官により最終的な実施許可が下されるのである。これ以後、民間情報課は資料の準備やメディアの利用について助言はするものの、進展や改善に伴って関与を減らし、基本的には日本人の手に委ねられる。こうして、その任務は資料の配布状況やメディア利用についての評価という事後的なものに移るのである。そうした態度は、俗に民間情報活動の4つのSと呼ばれる合言葉、SUGGEST、SUPPORT、SURVEY、STIMULATEに現れており、このように彼らは専ら地方当局への支援にまわった<sup>48)</sup>。

こうして実施された広報・宣伝活動の足跡は『月報』Annex E-2の「民間情報活動」か、当時の『長崎新聞』（のち『長崎日日』）に現れている。宣伝内容や利用メディアが多岐にわたるためにすべてを詳細に扱うことはできないので、ここでは概要といくつかの具体例を示すに留めたい。

まず、どういった項目について広報活動が行われていたかを軍政部各課の管掌ごとに分類しよう。すると、法律・行政（地方自治、市民の諸自由、選挙、政治的再教育、反共産主義）、公衆衛生・公共福祉（公衆衛生、交通安全、火災予防週間、予防薬）、労働（労働組合、労働者教育）、経済（食糧配給、闇市対策、収穫と供出、節電、農業協同組合、石炭生産、農地改革、農業祭、植林）、教育（学校再統合、教育委員会法、公民館、指導者講習会、輸入食料品、少年週間）、財政（徴税）、と分けることが可能である<sup>49)</sup>。これによって、当時の占領軍が何について関心を持ち、重視していたのか、またどのような問題点が存在していたのかが明らかとなるだろう。この時期特有の、食糧、電力、石炭の不足、衛生状況の悪化、青少年の非行などの問題に加え、政治制度改革、農地改革、教育改革などの民主化に向けた諸改革について、情報プログラムが準備されていた。これらはその内容から、①敗戦後の社会状況からくる国家的要請、②占領期の諸改革（民主化）についての理解促進、の2つに分類することが可能である。

また使用されていたメディアの種類も豊富で、新聞広告、映画、ラジオ放送、紙芝居、掲示板、ポスター、パンフレット、ビラ、壁新聞、アドバルーン、記者会見、各種会合、展示会、講習会などがあった<sup>50)</sup>。映画に関して言えば、所謂、ナトコ映写機を利用して主に教育的映画が放映され、県庁購入のスライド・フィルムにも、『新しい憲法』『私たちの政府』『労働基本法の早わかり』『チフス熱』（筆者邦訳）といった題名が目に残る<sup>51)</sup>。

この他にも新聞の記事から拾えば、名誉審査員にニプロを迎えた「県下民主化の実態を探る」と題された懸賞論文<sup>52)</sup>、新聞週間の標語募集<sup>53)</sup>、「合理的な電化に」と題されたモデル農村の調査などがあった<sup>54)</sup>。また物価安定促進や増炭を呼びかけるビラが飛行機から散布されており、これには宣伝効果を上げるため、何枚かに軍政部司令官の署名やスタンプが入れられ、取得者が役所に持っていけば景品に交換してもらうことができた<sup>55)</sup>。これ以外にも、農家による米の供出督促のために軍政官や県庁幹部が県内各地に派遣され、新聞にデルノア

司令官による供出謝意のメッセージが寄せられたり<sup>56)</sup>、またある時は闇市や米隠しへの対策として、都市部の児童を農村に連れて謝恩会や演芸会などを実施し、感謝と一層の協力を求めたりもしている<sup>57)</sup>。そして石炭増産では、炭鉱ごとに出炭の競争をさせるとともに、割当完遂や最優秀の炭鉱に対して表彰状が送られた<sup>58)</sup>。

まだまだ数多くの民間情報活動の実践があったが、このように利益誘導型や権威依存型とも言える涙ぐましい努力も含めた広報・宣伝活動が展開され、県民の啓蒙、経済復興に多くの力が注がれていた<sup>59)</sup>。それらはほとんど日本人の手によって実施され、民衆はさまざまな場所でそれに接した。こうした情報プログラムは、その後、民間情報課の手でエッセイ・コンテスト、視察、新聞の投書分析、調査書の配布などを通じて評価や効果判定にかけられることになる。このように日米が協力するなかで、民間情報課は飽くまで影に隠れた支援に徹していた。そして、民間情報担当官は広報・宣伝に伴う問題点を分析することで、一時期の熱狂に留まらない、民衆の民主主義理解を促そうとしていたのは事実である。

## (2) メディア指導

民間情報課のもう1つの任務に、県内各メディアに対する民主化の指導、援助がある。DIGESTは、その目的を「日本の情報メディアや組織の代表者たちが、彼らの地位にふさわしい権利と責任を理解する」ことを確固なものにするためであると記しており<sup>60)</sup>、民間情報担当者たちはメディアを通して情報プログラムを実施するとともに、新聞、ラジオ、映画などの当のメディアに対して民主主義に基づく技術指導を施した。

まず当時のメディア事情について触れておかねばなるまい。長崎における占領期の代表的なメディアと言え、やはり『長崎新聞』であろう。戦中、政府の一県一紙政策により、県内の長崎日日新聞社、佐世保軍港新聞社、島原新聞社、長崎民友新聞社の4社が統合して新たに『長崎日報』を創刊し、終戦直前

に『長崎新聞』となった。けれども、その長崎新聞社は原爆によって社屋と印刷工場を失ってしまう。だが、そうした逆境のなかでも、仮社屋、西日本新聞社への委託印刷によって何とか新聞事業を継続しており、戦争によって大規模な空襲を経験した各都市では、概してこのような状況が生じていた<sup>61)</sup>。

更に、戦後は他に漏れず、労働争議に見舞われることとなる。占領初期、国内の民主化と組合結成の奨励を受けて、多くの新聞社で経営者側と組合側で争議が行われ、正力松太郎社長を擁する読売新聞社でも社内民主化、戦争責任を追及され、最終的に彼は辞任に追い込まれた<sup>62)</sup>。こうしたことが長崎にも飛び火して、幹部に読売系が多い長崎新聞社でも1945年12月に結成された長崎新聞従業員組合が、社内の読売系、長日系、民友系による派閥闘争が激化するなかで西岡竹次郎社長の退陣を要求する<sup>63)</sup>。1946年5月11日の『長崎新聞』には、「新聞民主化の敵 西岡氏ら七名排撃」と題された記事が載せられ、「新聞侵略」「軍国主義者」の西岡に退陣を要求するという決議文を公表しリストに入った。こうした記事はしばらく続き、「早くも激励殺到」という記事も見られるが、これに名を連ねているのは日本社会党及び日本共産党の長崎支部であって、『社史』によると「争議に対する読者の目は冷ややかで、購読部数激減となって現れ」たという<sup>64)</sup>。

この事態を重視した長崎軍政部は調査に乗り出す。長崎地方検事局の岡本検事正を通じて調停命令を出し、協議の末、長崎新聞社は同年12月をもって合併前の4社に戻ることで折り合いがついた<sup>65)</sup>。なお当時、CIEの新聞課は第一次読売争議の際に新聞民主化へ多大な関心を寄せ、組合側の態度を是認し、また新聞各社が競合することも民主主義の側面から認めており、この時期の『月報』が存在しないため軍政部の関与や詳細は不明だが、長崎県にもこうした中央の動向が反映していたと思われる。

次に、1947、8年頃の新聞指導について見てみる。新聞各紙は紙不足のなかで用紙統制を受けており、タブロイド判の形態をとって何とか日刊紙としての営業を続けている状況にあった。そうしたなかで新聞の民主化を促進するた

めに、CIE新聞課長インボデン少佐により1948年から毎年10月1日より全国で「新聞週間」が実施される。この際、県内各社も展示会、ラジオ対談、読者との公開会合、学校新聞研修など、独自の活動を行って改善や協力に努めていた<sup>66)</sup>。また彼は全国を巡って新聞の在り方について説く「新聞講座」を実施し、その際1948年7月には長崎を訪れ、執筆技術や編集倫理に関する10日間の短期講座を開催していた。そのなかのセッションは盛況で、「12に及ぶ新聞社や通信社を代表する118人の新聞人」が集まったという<sup>67)</sup>。

また『月報』を見ると、新聞の民主化や技術向上は着々を進んでいたことが伺われる。49年1月の報告では、「新聞が、編集内容と記事内容の双方を改良しただけでなく、また読者が彼ら自身の力でニュースを分析して、それを解釈するためのより大きな見抜く能力を発展させている」と好意的に評価されており、同様の指摘が『月報』48年12月や49年10月6日付『長崎日日』の新聞週間におけるバーグハイム司令官のメッセージにも見られる。

占領下、軍政部のあいだで新聞の位置づけは高いが、実際に長崎軍政部民間情報課が実施したメディアの影響調査で、限られた観察と断りながらも、「新聞は他のどのメディアよりも2.5倍も多い情報のソースとして信用されている」との結果が得られていたのである<sup>68)</sup>。ただし、長崎県は壱岐、対馬、五島を含め多くの島嶼地域があり、配達が遅延という問題が上がりざるを得ず、日数としては2日から3日、時にそれ以上遅れることもあった。また同じ理由から、ラジオの出力の問題、映写機の輸送および電力の問題があり、これが民間情報課の悩みの種となっていた<sup>69)</sup>。

上記のように、民間情報担当官たちは県内の各メディアを利用して日本人の民主化のための情報プログラムを実施するとともに、これと平行して、そのメディアに対し、彼らが直接的に民主化を実行した。こうして新聞などに改善が見られたのは軍政部の力によるものが少なくなかったが、後に県内の新聞社が再び1社に統合されるように、メディアの競合は占領軍によって支えられた側面が強かった。また宣伝効果の判定は困難を極めるが、ただ映画上映において

は民衆の関心が娯楽的なものに傾きがちであったのは確かであり、そして取りも直さず方法論としての利益誘導型情報プログラムの存在こそ、民衆を惹きつける困難さを雄弁に物語っていた。

### 3、占領下の民衆意識

1947、8年当時、敗戦直後における用紙配給事情が改善されるなか、『中央公論』『世界』などの総合雑誌と並んで、全国各地で小雑誌が溢れかえり、そこには知識人や文筆家ではない、農民、労働者、青年、女性という多くの一般民衆の声があった。そこで本章では、これまで見てきたような「日本人再教育」の民間情報教育活動が実施されるなかで、当時の長崎に住む人々のなかに、自分たちや戦後の社会状況について、どのような意識が生じていたのか見ていきたい。

#### (1) 長崎における新興雑誌の様相

ブランゲ文庫を利用した地域史、大衆文化の研究は、公開後に急速に進められており、当時の検閲状況についても随分と判明している<sup>70)</sup>。また郷土史のレベルでも、『山口県史 資料編現代3』には当時の県民の生の声が収められた雑誌が抄録されており、今後もこうした利用が進められていくと思われる<sup>71)</sup>。

長崎で刊行されたブランゲ文庫に収められている雑誌は、全部で198タイトルに及んでいる。九州内の他県と比べると、福岡(634)、熊本(299)、鹿児島(126)、大分(110)、宮崎(93)、といった状況にあり、概して人口に比例するような数となっている。その雑誌を発行元や形態に基づいて分類してみると、青年団、労働組合(炭鉱、港湾)、文芸(小説、短歌、俳句など)、学校誌の4つがほとんどを占めており、その他に、若干の業界団体関連、宗教関連、公民館公報などが散見される。時期的には、早いもので46年発行が見られるが、だいたい47年から49年にかけてのものである。尚、49年末以降は事前検閲が

廃止されたために残されていない。また、青年団や組合の雑誌は活動の低迷や用紙配給の影響を受けて、2、3回の発行で終わるものも多かった<sup>73)</sup>。

次にその中身であるが、一般的な形態としては、青年団や組合のものでは論説や主張が多く、これに文芸が付随し、また学校誌では論説が少なく、逆にほとんどが高校生や専門学校生、大学生の文芸を取り扱ったものとなっている。文芸誌では、地域文芸サークル、文化団体といったものの他に、青年団や組合の文化部から出されたものも含まれ、随筆、創作（小説）、短歌、俳句、川柳などが掲載されていた。

こうした傾向は全国規模のもので、各都道府県で文化活動、地方文化運動が盛んになっていた<sup>73)</sup>。それには戦前からの伝統を持つ文化団体の活動や、戦後に疎開知識人を中心に始められたものまで種々多様である。県内では、長崎文学社による『長崎文学』が戦前からの歴史を持つ代表的なもので、永井隆はここに小説を発表してきた<sup>74)</sup>。また、『短歌長崎』も占領初期から頻繁に活動している。これ以外に、佐世保には後に代議士となる北村徳太郎を中心とした佐世保文化連盟（『建設』のち『佐世保文学』発刊）、清水文化会（『黎明』）、佐世保文化研究会（『ばら』のち『佐世保文化』）があり、島原には島原文化連盟（『島原文化』）が存在していた<sup>75)</sup>。こうした例は一端に過ぎず、島嶼地域も含めた県内のほぼすべてでこのような小雑誌が発行されており、当時の長崎県の文化状況を思わせる。

また、引き揚げ援護と民主化、郷土再建に力を振るった学生組織の長崎学生同盟（『扶揺』）、諫早青年同盟（『火焰樹』）。占領軍の受け入れに敗戦直後から動き出した佐世保国際親善協会（『会報』）なども活動しており、それぞれ会誌を発行していた。

本節では文化運動の詳細な検討には立ち入らないが、すぐに燃え尽きて消え行くこれらの雑誌を見る限り、多くの人々が自分の胸のうちを表現しようと熱意に燃えていた実態が伺い得る。

## (2) 青年の社会認識

この時期には「お祭り青年団」の熱も徐々に沈静化を見せ、人々のあいだでは戦争からの解放感や民主主義への熱狂が冷め、社会には停滞のムードが流れていた。またそうしたなか、日々、新聞紙上を闇市、凶悪事件、女性の身売り、青少年の不良化といった記事が覆い、「道義の頹廢」は長崎県も含めて国内の大きな問題であった。こうした状況の下で、身近ななかに無気力かつ封建的な世相を敏感に感じ取る人々も現れてくる<sup>76)</sup>。

岐岐・鯨伏村のある青年は、敗戦直後一時期の民主化運動の熱狂が急速に冷めて、今では口にする者すらいなくなった現状を、「熱しやすくさめやすいのが我々日本人の特質」であると批判し<sup>77)</sup>、同じく江迎町の青年はこのことを「付和雷同型的デモクラシー」と評して「竜頭蛇尾」に終わろうとしている民主化への動きと人々の冷淡さを嘆いた<sup>78)</sup>。多くの人は民主主義を「理解することもなく新思潮に蝕ばまれ」ただけでしかないと感じられていたのである<sup>79)</sup>。またある人の証言によれば、人々の多くが旧観念に支配され続け、「町村民も昔同様の旧態依然として『長い者には巻かれろ』式で問題や事件を有耶無耶に黙過してしまう傾向」が続いているという地域も依然として存在している状況にあった<sup>80)</sup>。

こうした社会の現状を批判していた農村や都市の一部の意欲ある層は危機感を強めた。この民衆の問題性こそ、突き詰めれば日本を戦争に駆り立てた元凶なのである。

戦時中、青年たちの多くが軍部の扇動もあって排外熱を燃やし、戦後は政府等によって民主主義と国家再建の使命を吹き込まれ、言わば「時局便乗者におだてられ利用された」<sup>81)</sup>。戦争と言われれば戦争に突き進み、民主主義と言われれば民主主義に邁進しようとするような、言われるがまま自分の考えを全く持たない付和雷同性というものが、日本を戦争に向かわせたのであり、日本人の欠陥であった。このままでは「国家が復興への歩度を踏み始めたとは言へ現状の儘では再びかつての轍を踏む国家に逆戻りし、現在の青年の曲思想行動は

新しい悲劇」を迎えることにしなければならない。このような憂いを抱えて警鐘を鳴らす者もいた<sup>82)</sup>。

一方で、闇市や犯罪多発など私利私欲に走る戦後の「道義の頹廢」も、日本の侵略戦争と結び付けられて考えられていた。例えば、佐々町のある青年は「満州事変この方長年月に渡る侵略戦争より敗戦後の今日に至るまでにこの国民性の欠如点が遺憾なく暴露されている」と指摘している<sup>83)</sup>。彼にとって、日本が戦前「道義国家」と高唱されていた実態はまったくの幻想であり、日本人の欠点である道義心の欠如こそが我々を戦争に走らせ、戦後も人心の荒廃が続いているのだと感じられたのである。

このように日本人の無定形な付和雷同性と道義心の欠如が、戦前の日本を戦争へと追いやった根本の問題であり、戦後もそのことが続いていると多くの人々に認識されていた。すなわち、こうした抜けきることができない封建性や時流への迎合性という日本人の内面性の問題こそ、民間情報教育活動が対象としなければならないものであった。

では、これを解決するために人々は何を思案したのか。それはこの問題を真摯に「自覚」して「反省」することである。これまでおだてられ、また悪い意味で利用されてきたのは「しっかりした思想」や「社会機構に対する我々の批判力と改革力」が無かったためであった<sup>84)</sup>。そうであるならば、これからはそうした「しっかりした思想」、また別の言葉では「正しい啓蒙的文化精神」というものを身に付けなければならない<sup>85)</sup>。その手段に「修養」「教養」の必要性が何にも増して語られていたのである。

古い言葉ながら、そうした修養によって「人格の完成」<sup>86)</sup>「『我』の自覚」<sup>87)</sup>という、道義の向上と何者にも動かされない個性が獲得される。これが戦前の日本に欠けていたものであり、今後、真の民主主義と平和を実現する上で最も必要なものなのであると捉えられていた。また、このことは封建性や精神主義批判と戦後復興への意識と相俟って、「農村の民主化」具体的には「科学化」「合理化」と結び付けられるようになっていく。

しかしながら、このように個人を意識するようになったからと言って、共同体や国家を完全に離れたところで議論がされていたわけではない。新憲法によって平和主義が謳われたことで、「平和国家」「文化国家」としての「祖国再建」こそが「青年の使命」だと言われるようになり、同様に、農民にとって「敗戦国家を建設する同邦の食物を作る」ことが<sup>s88)</sup>、炭鉱労働者にとって「より一層頑張る黒ダイヤの増産に励むことこそが<sup>s89)</sup>、祖国日本の復興への貢献なのであると語られた。また多くの民衆にとって、天皇は依然として崇敬の念を持って平和の象徴として認識されたのであって<sup>90)</sup>、こうしたナショナリズムにより、占領期の民衆のあいだに、所謂、『〈民主〉と〈愛国〉』が並存していたのである<sup>91)</sup>。

こうした民衆感情は、政府やジャーナリズム、そして論壇においても共通した認識であった。確かに広報・宣伝などが民衆を捉えたと言えなくもないが、一部の人はそうした問題に自覚的であり、彼らは社会の現実を直視し、抱える問題を自分たちの手で何とか解決しようと思慮していた。すでに日本人のなかからこうした動きが出始めていたのである。以上のような点から見ると、占領者と被占領者のあいだには明らかにズレが生じており、占領軍の政策が表面的で性急な問題解決、悪くすれば本質的な問題の糊塗になりかねないなかで、民衆のある部分では日本人の内面に通底する問題が押さえられており、その意識のなかに進歩的な自主の側面を見ることができるのである。

### (3) 長崎における原爆観

長崎には他にはない原子爆弾の投下という経験があり、そのために長崎県では他の都道府県とは異なる意識が存在していたであろうことは想像に難くない。しかしながら、長崎において刊行されていたブランゲ文庫の雑誌を見ても、原爆に関する文章は出てこない<sup>92)</sup>。あれほどの死傷者を出した前代未聞の惨劇でありながらである。

理由はいくつか考えられる。1つはもちろん占領軍による検閲のためであ

る<sup>93)</sup>。原爆について新聞等の出版物で触れることはプレス・コードに抵触し、特に原爆の機密に関わると判断されることについては確実に触れることが禁じられていた<sup>94)</sup>。けれども、近年の研究によると原爆体験について触れることだけではそれほど検閲も厳しくなく<sup>95)</sup>、そのことは永井隆の『長崎の鐘』が出版差し止めを受けながら、結局1949年に刊行されたことから分かる<sup>96)</sup>。管見の限り、原爆によって検閲不可を与えられた雑誌が発見されなかったことからすると、別の理由として、すでに言われているような自主規制が働いたと考えるべきかもしれないが、ただプランゲ文庫の雑誌は一般図書と違って出版社から出されるものではなく、ほとんどが手書きかタイプ印刷で少数しか出回らないために、自主規制とも思われないのである。

だとすれば、これはいったいどういう理由なのであろうか。考えられるのは、原爆の被害が必ずしも長崎県民全体で共有されたものではなかったということである。それは同じ長崎市においても言える。もちろん敗戦以前『長崎新聞』にも新型爆弾の投下は掲載され、甚大な被害が出たということは報道された。また長崎市近隣の人々はそれを実際に目の当たりにしただろう。けれども、大きな影響力を持った新聞には、その後も検閲下にあつて原爆の残虐性や批判的な内容が報道されることはなく、そのために長崎の人々は原爆体験を自分たちのこととして感じるができなかった。そしてこれまで見てきたように、多くの民衆は戦争や日本人のものの考え方を「反省」すべきだと考え、戦中戦後の苦しみを「自業自得」として捉えた<sup>97)</sup>。長崎県民にとって原爆はその範疇に留まっていたのである。

また占領期に公刊された長崎の原爆に関する文献に目を通すと、「世界平和の端緒となった原爆」として認識されるとともに<sup>98)</sup>、爆心地である浦上地区で多くの犠牲者を出したカトリック信者たちにしても、永井隆の言うように原爆投下を「神の摂理」<sup>99)</sup>「天の啓示」<sup>100)</sup>と見なしていた。実はこうした原爆観に民衆意識が留まっていたからこそ、つまり、民衆がこの認識を強制されたか自主的な感情かはひとまず置くとして、占領軍の認識と一致したからこそ、一部の

書籍は出版可能となったのである<sup>101)</sup>。

長崎市に住む一人の少女の原爆体験記である『雅子斃れず』(1949年)における、冒頭「父のことば」の一文にある、「原子爆弾こそは正に我が国の悪夢を粉碎して呉れる一大鉄槌であった。この鉄槌によって、始めてわれに返った日本は、今や却って米軍援護の下に、平和建設への明るい道を進んで」いるとの認識が正にそれだった。このような長崎県民の意識それ自体は悪いと言えないが、米国の望んだ反応そのものなのである。

もう1つ言えることは、原爆にはそこに見えるような両義性が含まれている<sup>102)</sup>。つまり、戦前からの歴史の流れからすると、結果としての原爆は仕方のない報いなのであり、また原爆を起点とする戦後の歴史の流れからすれば世界平和と郷土復興のシンボルであって、復興への糧なのであった。国際文化都市としての長崎は特に郷土復興が重視されており、これも占領の影響下にあった長崎県全体の意識のあり様を物語っている<sup>103)</sup>。

原爆投下によって多くの被爆者が苦しみを受けたが、人々が米国の投下責任を問うたり、原爆が持つ人類史的な意義について指摘する声は、表面上未だなかった<sup>104)</sup>。それには検閲などの占領政策が果たした役割が大きいと言えようが、しかし、それでも当時の県民の議論の中において民衆の自主的な意欲が反映されていたのも事実である。その後、被爆体験に光が当てられ、「加害者」としてのアメリカが広く意識されるようになるのは被爆地発ではなく、1950年のストックホルム・アピールを経て、占領後の第五福竜丸事件をうけた原水爆禁止運動によって核の恐ろしさがようやく報道されるようになってからのことであつた。

## おわりに

1947、8年という社会的に停滞した時期、地方ではようやく占領軍と地方当局による教育及び広報活動が本格化し、民衆や社会教育諸団体に対する民主

主義の普及が推進された。ここでは軍政部の指針として、基本的に地方当局への後援と民衆の自主性が重視されたが、事実上、こうした試みはうまく機能しなかった。

青年団などの多くは日米当局による設置奨励や、もしくは時流に大きく影響を受けたかたちで生まれるのであり、人々の意識が戦前的思考から一足飛びに抜け出すのはもとより困難ななかで、組織が軍政官の望むような民主的形態となることは不可能であった。組織の自治に任せることは、すなわち旧態依然とした社会教育団体を再び招来することにしかならなかったのである。そこで県の社会教育行政及び軍政部民間教育課は協力して講演会や指導者養成講座に取り組み、社会教育団体に対し直に指導を行うなど、行政が「良き指導者」となる側面が現れた。

こうした協力は広報・宣伝の場合においても言える。民間情報課は情報プログラムの実施を県報道係やメディアによる実施に任せ、後方に控えていたが、占領軍の権威をもって紙面や実際の場に現れるとともに、メディアへの指導は終始自分たちの手で実施している。このように、協同という範疇においても、後援、協力、直接的指示という複数のレベルがあるとともに、軍政部－行政、軍政部－民間、行政－民間など3つの主体のあいだに多様な連携が見られた。こうした条件を踏まえた上で、日米協同かつ官民協同という側面が現出していたのである。

しかしながら、日本とアメリカのあいだにいま見てきたような協力関係が築かれていたのは事実としても、非常に強制的な一面や埋めがたい溝があったのもまた事実であった。軍政部とは別の命令系統に属しながらも、占領軍の検閲政策は民衆の思想の一部を紡ぎとってしまう性格のものであり、初期の歴史観そして原爆観に与えた影響は決して小さくなかった。また占領軍のなかで理念と政策のあいだに隔たりがあったのは上記の通りであり、その隔たりは占領軍の政策と民衆の意識とのあいだにも存在していた。軍政官が民衆の問題を表面的にしか捉えきれていなかったのに対し、民衆における一部の意欲的な層は日

本人の内面に存する「付和雷同」かつ「形式的」な特質を戦中戦後の経験と思案から自覚し始めていた。すなわち、占領期において民衆のなかから、すでにこうしたズレに見える問題を自己修復していこうという動きが起きていたのである。

最後に、連続と断絶について見ておきたい。戦後、あらゆるものから国家主義的、軍事的な性格は払拭されたが、基本的に青年団などもメディアもほぼそのまま残置し、しかも、戦中、頻りに唱えられた食糧増産、石炭増産の掛け声は戦争奉仕から国家再建へと目的が変わりはしたものの継続していた。この事実からも分かるように、実は占領政策の受け皿は表面的には戦前から変わらず、その存在自体は連続性を保っている。つまり、民主主義にとって重要なのは質的な転換にあった。

更には自主性である。占領改革のなかには、日本の独立回復後、教育委員選挙のように廃止されたものもあり、逆に、学校週5日制、パブリックミーティングなどは、近年になってその価値が見直されたものと言える。PTAにおいても、親がもっと学校へ参画する必要性は最近再び盛んに言われるようになった。要するに、民主主義には自ら必要性を認識し、受け入れようとする意識が重要なのであって、身の丈や成熟度というものが存在するのである。だからこそ、民主主義の進展は漸進的とならざるを得ない。

日本は古くから互助的で地縁的特色を有し、なおかつ大正デモクラシーの時期には戦後にも通じる多くの先進的な社会教育理念や実践、そして自治や民主主義の伝統があった<sup>105)</sup>。また修養や人格主義も戦前において長らく高唱されていた。そうした戦前の土台が、良きにつけ悪きにつけ「戦後」を培ったと言っている<sup>106)</sup>。そういう意味において、占領期は正しくポツダム宣言が述べる日本の民主主義の復活及び強化の時代だったのである。

## 註

- 1) 占領期の概要については、竹前栄治『占領戦後史』（岩波現代文庫、2002）を参

照。

- 2) 鈴木英一『日本占領と教育改革』（勁草書房、1983）4頁。及び、久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』（三省堂、1984）。
- 3) 小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育政策： 成立と展開』（大空社、1990）。
- 4) 詳細は第1章を参照してもらいたいが、阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、1983）は地方軍政部の役割について詳しく、学校教育に関して『軍政部活動月例報告書』（『月報』）などのGHQ資料や教育委員会編纂の資料を駆使して全国を網羅的に検討している。社会教育では、山田順一・新海英行「東海地域における被占領期社会教育の特質」（津高正文編『戦後社会教育史の研究』昭和出版、1981）、名古屋大学教育学部社会教育研究室「占領期社会教育史の研究（その四）岐阜県占領期社会教育の構造と特質」（同編『社会教育研究年報』第7号、1988）。
- 5) 山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版会、1996）、有山輝雄『占領期メディア史研究』（柏書房、1996）にしても、検閲や中央のメディア指導への言及に留まる。ただ映画政策に関し、谷川建司『アメリカ映画と占領政策』（京都大学学術出版会、2002）において、アメリカ当局が「日本人再教育」のために映画利用を重視していた事実が指摘されている。
- 6) 占領期の民衆意識については、近年ではジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』（岩波書店、2001）が代表的なものであろう。またこの他にも、北河賢三『戦後の出発』（青木書店、2000）、大串潤児『戦後初期における『戦争責任』問題と民衆意識』（『年報日本現代史4』現代史料出版、1998）を本稿では参照した。
- 7) 御厨貴「占領期をどうみるか」（『環vol.22 特集◎占領期再考』藤原書店、2005 summer）。
- 8) 彦岐郡社会教育史編纂委員会編『社会教育史』（同、1977）6頁。NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM MONTHLY REPORT, ANNEX E-1 (CIVIL EDUCATION ACTIVITIES), 31 May 1948.（『月報』民間教育活動、5月）によると、人員60名、予算が前年より7倍の708万円に拡充された。以下、GHQ/SCAP資料はすべて立命館大学所蔵のものを使用した。
- 9) 長崎軍政市民間教育課長ニプロについては、レイン・アーンズ（福多文字 監訳）『長崎居留地の西洋人』（長崎文献社、2002）第3章を参照。
- 10) 阿部前掲書、42頁～43頁。「都道府県軍政部教育担当官の職責」参照。
- 11) 同上、44頁～57頁。こうした漸進型の教育官は、「伝統や慣行に対し比較的柔軟な対応を示し、日本側関係者との摩擦を避けて漸進的に改革を押し進め」、「自主性を重んじ、積極的に意思疎通のための働きかけを試み」ていた。
- 12) 柳本見一『激動二十年 長崎県の戦後史』（毎日新聞西部本社、1965）81頁。学校視察において銃を携帯した米兵が教職員の机を隅々まで調べることは、ニプロの性格如何に関わらず、当事者に大きな威圧を与えていた。
- 13) 長崎県教育委員会編『長崎県教育委員会発足30年記念誌』（同、1978）161頁。

- 14) 同上、125頁。
- 15) 『長崎日日』昭和22年1月24日。「成人教育の振興に就て」。
- 16) 長崎県教育会編『長崎県教育史 資料編』(長崎県教育委員会、1976) 744頁～747頁。資料309「県PTA大会におけるニプロ教育官の講演要旨」。
- 17) 前掲『長崎県教育委員会発足30年記念誌』149頁～150頁。
- 18) 前掲、「成人教育の振興に就て」。
- 19) 前掲、資料309「県PTA大会におけるニプロ教育官の講演要旨」。
- 20) 前掲、「成人教育の振興に就て」。
- 21) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第二十七卷』(講談社、1964) 405頁～408頁。
- 22) 当時の様相については、前掲『社会教育史』31頁～39頁。またブランゲ文庫の青年団雑誌を見ても、複数の人々が占領初期の演芸批判を行っている。こうした状況は全国的規模のものであった(北河前掲書)。
- 23) 同上、32頁。
- 24) 『長崎日日』1948年4月16日。
- 25) 江川ミキ編『諫早市婦人会の育ち』(昭和堂印刷、1976) 38頁～39頁。
- 26) 小林ヒロ編『長崎市婦人会結成30周年記念誌』(あど印刷、1978) 12頁～13頁。
- 27) 前掲、『社会教育史』26頁。
- 28) E-1, op. cit., 30 June 1949.
- 29) *Ibid*, 31 July 1949.
- 30) 前掲、『社会教育史』13頁。
- 31) 前掲、『近代日本教育制度史料 第二十七卷』201頁～211頁。
- 32) 長崎県教育会編『長崎県教育史 本編』(長崎県教育委員会、1976) 1158頁。
- 33) *Ibid*, 30 April 1948.
- 34) *Ibid*, 30 June 1948. 同上、1135頁～1136頁。
- 35) 日本ボーイスカウト長崎県連盟40周年記念誌編集委員会編『日本ボーイスカウト長崎県連盟40周年記念誌』(昭和堂印刷、1991) 61頁によると、昭和21年に長崎外語の学生であった古賀善一が長崎軍政部教育官からボーイスカウト設置の協力を依頼されたという。
- 36) 前掲、『社会教育史』34頁。
- 37) 『長崎日日』1948年4月16日。
- 38) E-1, op. cit., 30 June 1949.
- 39) *Ibid*, 31 July 1949.
- 40) 『月報』には、青年団、婦人会、少年団に対する頻繁な実施が見られるが、これは会合への参加を通じて、「実力者支配」「組織の網羅性」「民主的手続きの欠如」が度々報告されていたからに他ならない。
- 41) 前掲、『社会教育史』33頁。

- 42) 同上、26頁。
- 43) 前掲、『諫早市婦人会の育ち』24頁。
- 44) 谷川前掲書、第1章「戦時下における対日占領政策の立案」を参照。
- 45) 最近、占領期のほとんどにおいて情報課長であったドン・ブラウンについての研究が、横浜開港資料館から、『図説 ドン・ブラウンと昭和の時代』（有隣堂、2005）として刊行された。今後の研究が待たれる。
- 46) 民間情報課は一般には、informationが「報道」と訳され、民間報道課と呼ばれていた。それは、「情報」「公報」を用いると戦時中のスパイ組織やコミュニケなどを連想させたからだという（次注、p.10）。また、『月報』E-2によれば、48年4月、県庁内部に軍政部の民間情報課に相当する報道係の設置が議論され、同年12月に設置された。
- 47) CIVIL INFORMATION DIVISION, MILITARY GOVERNMENT SECTION, HEADQUARTERS 1 CORPS, *CIVIL INFORMATION DIGEST VOLUME1*, MAY 1948, CAS (C) 5499, p.3.
- 48) *Ibid*, pp3-6.
- 49) *NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM MONTHLY REPORT, ANNEX E-2 (CIVIL INFORMATION ACTIVITIES)*. (『月報』民間情報活動)。
- 50) *Ibid*.
- 51) *Ibid*, 31 July 1949.
- 52) 『長崎日日』1947年2月14日。
- 53) 同上、1949年10月6日。
- 54) 同上、1949年7月16日。
- 55) 同上、1948年8月31日。同、1949年2月24日。
- 56) 同上、1947年3月5日。
- 57) 『長崎新聞』1946年3月1日。
- 58) 『長崎日日』1947年12月24日。
- 59) 例えば、各地での講演会や映画上映、労組、農協などの各種団体に向いた説明会、成人教育講座など。また、輸入食料品や代用食料の調理法の講習会や記事があり、初めての教育委員選挙の際にはありとあらゆる大量のメディアが動員され、投票の呼びかけや選挙の重要性が説かれた（『月報』E-2参照）。
- 60) *DIGEST*, op. cit., p.3.
- 61) 長崎新聞社社史編纂委員会編『激動を伝えて一世紀 ～長崎新聞社史～』（長崎新聞社、2002）185頁～202頁。
- 62) 山本前掲書、第1章第1節「二つの読売争議」参照。
- 63) 前掲、『社史』203頁～208頁。
- 64) 同上、206頁。
- 65) 同上、207頁。

- 66) E-2, op. cit., 11 October 1948. 前掲、『社史』214頁～215頁。長崎市内浜屋デパートで開催された6日間の新聞展には、5000人が訪れたという。
- 67) E-2, op. cit., 31 July 1948. 前掲、『社史』216頁。
- 68) E-2, op. cit., 31 July 1948.
- 69) ラジオ、映画については、新聞に比べてそれほど記述が多くない。ラジオも台本やラジオ劇についての技術指導が行われ、映画では映写技師の養成が重視されていた。
- 70) 代表的なものに、江藤前掲書やモニカ・ブラウ（立花誠逸訳）『検閲 1945-1949 - 禁じられた原爆報道』（時事通信社、1988）を参照。
- 71) このなかに、栗田尚哉「ブランゲ文庫にみる戦後山口県の言論と文化」が全体の解説として所収されている。ただ長崎県でそうした試みが未だ見られず、佐世保市史編さん委員会編『佐世保市史 通史編 下巻』（佐世保市、2004）の第8章第3節「佐世保の復興計画」（塩崎弘明）において若干の利用が認められる程度である
- 72) 長崎県のブランゲ文庫に関しては、国立国会図書館・メリーランド大学図書館編『メリーランド大学図書館所蔵ゴードン・W・ブランゲ文庫雑誌目録』（New York: Norman Ross Pub. 2001）の第3巻「都道府県別索引」を利用した。また今回、ブランゲ文庫資料は国際日本文化研究センター所蔵のマイクロ・フィルムを使用した。雑誌の保存状況から決して撮影状態が良いとは言えず、読み取れないものも少なくない。
- 73) 北河前掲書を参照。
- 74) 長崎県史編集委員会編『長崎県史 近代編』（吉川弘文館、1976）の第5章第1節「戦後の民主化」（杉谷昭）を参照。
- 75) 佐世保の文化運動については、前掲『佐世保市史』を参照。
- 76) 大串、前掲論文。当時の民衆の戦争責任意識について、全国規模のブランゲを用いて、本稿よりも更に深く掘り下げて検討しており、教えられることが多かった。
- 77) 湯の浦分団員「農漁村改革に努力せよ」（『泉』1999年、鯨伏村）。
- 78) 杉浦祐三「世相」（『青雲』1948年5月、江迎町）。
- 79) 「巻頭の辞」（『あけぼの』1949年夏季、田平町）。
- 80) 立石分団員「青年よ起て 百の言より一の実行」（『泉』1949年、鯨伏村）。
- 81) 平林秀櫻「青年の生くる道」（『青雲』1948年5月、江迎町）。
- 82) 大木正義「創刊のことば」（『暁天』1947年4・5月号、佐々町）。
- 83) 福田信芳「反省と償ひ」（『青雲』1948年5月、江迎町）。
- 84) 前掲、平林論文。
- 85) 前掲、大木論文。
- 86) 記事「民主平和国家を建設」（『長崎新聞』1946年6月22日）。これは第一次吉田内閣の施政方針演説の記事であるが、アメリカ教育使節団第一次報告書をうけて同内閣の際に文部省によって作成された「新教育指針」（前掲『近代日本教育制度史料

第十九巻』)が基になっている。

- 87) 社説「個人主義の再吟味」(『長崎新聞』1945年10月13日)。
- 88) 崎山典子「農村人としての自覚」(『あけぼの』1948年11月、田平町)。
- 89) 「巻頭言」(『削岩』1948年7月、福島村)。
- 90) こうした反応は戦後巡幸における新聞や人々の反応に現れており、『長崎日日』1948年8月20日一面の「天皇制について」と題した全国世論調査における、人々の天皇制支持の高さからも伺える。ただし、『長崎新聞』1945年12月11日に社説「天皇制論議の自由」が掲載され、その10日後にあたる同年12月21日の読者投稿「天皇と民草」において、長崎県在住の女性が天皇退位に言及し批判を行ったことは重要だろう。
- 91) 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉』(新曜社、2002)。
- 92) もちろん筆者の見落としがけないとは断言できない。また書籍にしても、永井隆の一連の作品を除けば、「原爆記録文献年表」(山田かん編『日本の原爆記録 第20巻』日本図書センター)を見ても、広島より少ない。
- 93) 原爆と検閲の問題については、ブラウ前掲書、堀場清子『禁じられた原爆体験』(岩波書店、1995)、同『原爆 表現と検閲』(朝日選書、1995)を参照。
- 94) また、出版だけでなく『長崎の鐘』の映画、演劇についても、中央のCIEは原爆の表現について、細心の注意を払っていた。それについては、*REPORT OF CONFERENCE*、CIE (D) 298、307、315、1452を参照。
- 95) 堀場『原爆 表現と検閲』や中川正美「原爆報道と検閲」(20世紀メディア研究所編『Intelligence』2003)を参照。
- 96) 永井隆『長崎の鐘』(日比谷出版社、1949)。同書は、黒古一夫編『日本の原爆記録 第2巻』にも所収されており、検閲から出版に漕ぎ着けた事情が「解説」に記されている。
- 97) 前掲、福田論文。
- 98) 「序に代えて」(三菱重工業株式会社長崎精機製作所編『日本精機原子爆弾記 一九四五-八・九』1949、のち『日本の原爆記録 第2巻』所収)。
- 99) 永井前掲書。尚、この永井の「神の摂理」をめぐる、高橋真司と片岡千鶴子のあいだで論争がある。それについては、「ナガサキの思想と永井隆」と題された『長崎新聞』の特集(2000年8月1日～8月5日)、新木武志「長崎における原爆の表象と『浦上』の記憶」(『歴史評論』2003年7月)を参照。
- 100) 「はしがき」(長崎文化連盟編『長崎-二十二人の体験記録』1949)。
- 101) 前掲、新木論文。
- 102) 石田雅子『雅子斃れず-長崎原子爆弾記』(婦人タイムス社、1949)。のち『日本の原爆記録 第2巻』所収。ただし、『長崎』の「はしがき」にあるように、こうした原爆記録を出版する際、民間検閲支隊(CCD)に送られる前に軍政部の民間教育課と折衝が行われていた。確かに新木論文が言うように「平和宣言」に軍政部の

意向が反映されていたかもしれないが、『長崎』にも民事部の協力を言及しているように、『雅子斃れず』についても長崎軍政部はCCDとかけあって出版を勧めている（『禁じられた原爆体験』）。

- 103) 国際文化都市の議論については、新木論文を参照。
- 104) 青木哲夫「戦後日本におけるアメリカ」（『歴史評論』2003年9月）によると、1949年から50年にかけての段階で、アメリカへの好感度はまだまだ高かった。
- 105) 「ドキュメント社会教育実践史〈戦前編〉」1～12（『月刊 社会教育』国土社、1989～1990）。大正期の社会運動については、例えば、松尾尊兌『大正デモクラシー』（岩波現代文庫、2001）を参照。
- 106) 大正期教養主義については、筒井清忠『日本型「教養」の運命』（岩波書店、1995）を参照。